

## 十字軍国家における「コミュニケーション運動」

八 塚 春 児

第一回十字軍に際して建設され、一二九一年まで約二〇〇年間  
 存続した聖地国家の都市研究においては、所謂「コミュニケーション運  
 動」を巡って、一時期活発な論争が行なわれたことがあった。そ  
 の時から少し年月を経ているが、我國ではあまり知られない領域  
 であるため、これについて紹介するのが本稿の課題である。

十字軍国家の研究自体は一九世紀以来の伝統があり、都市の持  
 っていた重要性に関しても、古くより認識されていた。しかし、  
 コミュニオン運動については、十字軍の時代が西欧においてはその  
 隆盛を見た時期であったにもかかわらず、論者によってはその存  
 在を否定することさえある状態で、殆ど研究は行なわれていなか  
 った。そうした中で、この問題を初めて本格的に取り上げたのは  
 J. L. La Monte, "The Communal Movement in Syria in the

Thirteenth Century", *Haskins Anniversary Essays in Medieval History*, Boston/New York, 1929 頁 69。

La Monte はこの中で、聖地国家におけるコミュニケーション運動の不  
 振については認めつつ、一方で「都市支配のための誓約団体」と  
 いう意味でのコミュニケーションが少なくとも三つの都市に存在したこと  
 を指摘した。

この地でコミュニケーション運動が発展しなかった原因として挙げられ  
 ているのは、まず都市の不安定な立場と軍事的保護の必要である。  
 この故に支配は都市の防衛を行なう領主に容易に委ねられたので  
 あり、実際にコミュニケーションが発展した三例は、いずれも防衛と保護  
 が領主によって与えられなかった時であった。二番目の原因とし  
 ては、海岸大都市内に超領域的社会 extra-territorial communi-  
 ties (ヴェニス、ジェノア、ピサ、マルセイユの植民地) の存在

がある。自らの法廷と裁判権を持ったこれらの「コミュニティ」(実際にこの地の文書にこの言葉が現われる時、それは通例こちらの方を指している)は、都市内の統一を妨げ、自治体という理念の発達を阻止した。第三にはフランク人ブルジョアの比較的恵まれた立場が挙げられる。この地にはフランク人貴族、同ブルジョア、土着人という、それぞれ独自の法廷と法典を持つ三階層が存在したが、この内、前二者は概して協動的・流動的であった。

かくて、聖地では明確なコミュニティは三例しか存在しなかった。即ち、アンティオキアとアッコンとトリポリのコミュニティである。後の叙述の必要から、ここでそれぞれの梗概を述べておくことにする。

まずアンティオキアでは、一一九三〜九四年頃、ボエモン三世がアルメニアのレオ二世に捕えられるという事件が起こった。レオ二世はアンティオキアの占領を画したが、これに対して市内では総大司教の指導下にコミュニティが形成され、ボエモンの長子レオンを父公捕囚中の支配者にして抵抗した。このコミュニティは、以後かなり長期に亘って存続する。

次はアッコンであるが、これは後の論争に際して重要な主題になるものである。神聖ローマ皇帝フリードリヒ二世は結婚によりエルサレム王であったが、一二三一年、彼により派遣されたリッ

カルド・フィランギエリは、ジャン・ディブランの所領ペイルートの市街を占領した後、アッコンに來たり、騎士とブルジョアを召集した。オート・クールにおける正式の裁判までは封の没収がなされてはならないとする在地諸侯の抗議をフィランギエリが無視した時、彼等は誓約を行ない、以前よりアッコンに存在した聖アンデレ兄弟会に加入した。かくてコミュニティが形成され、以後、帝国軍との戦争が終結する一二四三年まで存続したようである。

最後はトリポリである。聖地国家も末期、一二八七年にボエモン七世が嗣子なしに没した時、ボエモンの母シビルがその支配者としてトルトーズ司教を指名したがこれに反抗して結成されたものである。このコミュニティは次にボエモンの姉妹リュシーとの折衝を行なうことになるが、一二八九年にはトリポリ自体がイスラムによって占領されてしまう。

こうして La Monte によりコミュニティ研究の先鞭がつけられたが、活発に議論が行なわれるようになる一九六〇年代後半までは、あまり発展を見なかったようである。その間のこの問題に関連して興味ある研究として、J. Colson, "Aux origines des assemblées d'Etats, l'exemple de l'Orient latin", *Revue des études byzantines*, XII, 1954 があげられる。

Colson のこの論文は別の所でも紹介したことがあるのだが、

十字軍國家における身分制議會の先駆的發展について論じている。即ち、身分制議會は封建社会の創造物である故に、封建法の最も完全に純粹な表現とみなされる聖地國家(これはこの当時までの所謂「純粹封建制」論を受け継いでいる。こうしたことに関して、拙稿「エルサレム王國國制史研究の諸問題」『桃山歴史・地理』一六・一七合併号、一九八〇年参照)にその起源を求めようとするのである。エルサレム王國は貴族國家であり、主権は國王ではなく貴族団体(オート・クルにある。しかしイタリア都市の政治への進出を以って第三身分の登場と考え、ここに身分制の最初の粗描を見る。それはフリードリヒ二世との闘争において更に進展する。上述の如く、この時アッコンの騎士とブルジョアはコミュニケーションを形成するのだが、Colson はこれをシモン・ド・モンフォールの乱に対比し、君主の専横的改革に対して諸身分の意志とその特権の維持とを対置した運動であったとする。かかるシモン・ド・モンフォールの乱との対比は、次に述べる「J. Præver の中にも見られるであろう。又、Colson がコミュニケーションを國制との結びつきの中で把握しようとしたことも後の議論との関連で注目すべき点である。

Colson のこの論文が出された一九五〇年代は、Præver によって聖地國家に関する数々の重要な研究が発表された時代であり、

その一部は上記拙稿でも紹介した所だが、本稿の主題である「コミュニケーション運動」を本格的に論じたものとしては、六〇年代後半を待たねばならぬ。それは J. Præver, "Estates, Communities and the Constitution of the Latin Kingdom", *Proceedings of the Israel Academy of Sciences and Humanities*, II, no. 6, 1966 (F. L. Cheyette, ed., *Lordship and Community in Medieval Europe*, New York, 1975 及び J. Præver, *Crusader Institutions*, Oxford, 1980 中に再版。両者共に部分的省略がなされているが相互補充し得る)である。

Præver はこの中で La Monte 流の「コミュニケーション」把握を批判し、これが以後の論争の出発点となった。

十字軍國家には「法人的団体」(corporative bodies)としての都市が存在しなかったが、この原因として Præver は十字軍社会の完全な都市化を挙げる。この地では軍事的事情から全キリスト教徒が都市に集住し、ブルジョアは都市人口構成中の一部に過ぎず、しかも最も重要な部分をなしていた訳でもなかった。更に、この地にはギルドが存在していなかった。この原因は、一つはムスリム、ユダヤ人、在地キリスト教徒等の工業者の存在である。彼等との間に共通の組織は不可能であった。より主要な原因は植民地の特殊性である。ギルドというものは所与の職種の遂行の独占を

前提とし、排他的団体を形成するが、これは一定の固定社会によく適合するものである。しかしこの地は新来者のコンスタントな流入を不可欠としていたのであり、ギルドは有害であった。こうした状況にあって、ギルドに匹敵する唯一の社会的結合は兄弟会である。そしてその最も重要なものがアッコンの聖アンデレ兄弟会であった。こうして Prayer は「コミュニオン」の問題に入っていく。

Prayer によれば、アッコンの「コミュニオン」は所謂コミュニオン運動とは何の関係もなく、それに最も近いものは、オクスフォード条項時代の反乱バロン達の「共同体」commonalty である。即ち、都市のコミュニオン運動のコンテクストの中で捉えるのではなく、国制史的な把握の必要性を主張するのである。事件の出発点は上述したフィランギエリによる騎士とブルジョアの召集である。これはブルジョアの支持を期待したものであり、前例のない革命的行為であった。これに対して、本来バロン達の抵抗の拠点はオート・クールであったが、この時にはそれは役に立たなかった。フィランギエリはオート・クールを召集しようとはしなかったし、より重要なこととして、もしオート・クールが召集されたとしても、それは民衆的要素を取り込み得ないという問題があった。これを解決するために、騎士とブルジョアの共同誓約団体が

形成されることになったのであり、そのために既成の聖アンデレ兄弟会が利用されたのである。

この兄弟会は慈善と社会福祉を本来の目的としていたものに違いないが、望む者は誰でも入会できるという規則に特徴があった。それが反乱バロン達の目的に応じた再編を可能にしたのである。以後、この「共同体」はフリードリヒ二世との戦争期間を通じて王国の政治の事実上の遂行者になる。そして一二四三年のオート・クールの復興を初めとして、王国の制度が正常化したのに伴い、「共同体」は消滅するのである。

Prayer はこの他にアンテイオキアとトリポリについても論じているが、やはりアッコンと同様、これらも都市のコミュニオン運動として捉えられないことを指摘した。

又、Prayer は一三世紀中葉における兄弟会の簇生に注目する。これらは権限上の限界はあったものの、ブルジョアの法人的団体の代弁者としてオート・クールに出席していた。ここに Prayer はシュテンデ国家への移行の萌芽を見るのであるが、これに関しては後に J. Riley-Smith が批判することになる。

以上のような Prayer の所説に対しては、早速 H. E. Mayer より書評が寄せられた。それは *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, LIV, 1967 に載っている。

Mayer は聖地のコミュニオンがバロン主導型で国制的性格を強く持っていたということに関しては Praver の主張に賛意を示した。しかし一方、ブルジョアはそうしたコミュニオン設立に協力することで何を期待したのかについて Praver が考察していないことに不満を表明する。そして、フリードリヒ二世がバロン達を集権主義で脅かした時、同時に集権的都市支配によってブルジョアも脅かしたのではないかということ、及びコミュニオンは領主の弱体化した時期に成立しており、その間都市領主の機能を果たしていること等を指摘して、聖地のコミュニオンに都市の運動としての側面も考慮すべきであることを提起した。

次いで Mayer は自らの研究成果の中で、この主張を更に展開することになる。それは翌年に出された "On the Beginnings of the Communal Movement in the Holy Land: The Commune of Tyre", *Traditio*, XXIV, 1968 による。

Mayer はこの論文の中で、自分は La Monte と Praver の中間に行くこと、即ち聖地のコミュニオンの中に都市的要素と国制的要素の併存を認めることを主張する。例えば「マッコンのコミュニオンに関して、Praver の把握の仕方は高く評価しつつ、一方はこのコミュニオンがブルジョアに市政への参加を可能にしたことを指摘した。それまでアクションは王領として王の代理人たるヴィコ

ントによる支配を受けていたが、この制度はコミュニオンの形成によって改められ、以後は貴族と非貴族との盟約 *conjunctio* という形で市政を行なうことになる。かくて、ブルジョアが国制に關して貴族を支持したのは、市政に關する制度の変革に貴族の支持を得るためであった。

Mayer は更にこの問題を考察するためのテスト・ケースとして、従来看過されて来た四番目のコミュニオンを紹介する。それはティルスのコミュニオンである。

一一八七年七月のハッティーンの敗戦により、エルサレム王ギード・リェジニヤンは捕虜になり、短期間の内に王国の大部分はサラディンによって征服された。この時、征服を免れた数少ない都市の一つがティルスである。このティルスもやがて陥落の危機にさらされるが、その時到来するのがコンラッド・ド・モンフェラであり、彼の下でティルスはイスラムの攻囲を撃退する。そして、この時期にコミュニオンが形成されるのである。一一八七年一〇月にコンラッドの発した諸チャーターの中に見られる *consilio et consensu militum et burgensium Tyri et totius communis civitatis*」という語がそれを示している。

Mayer はこのティルスのコミュニオンにも上述の二つの性格を認めようとした。まず都市的性格としては、都市の防衛を挙げる。

領主がその都市を防衛できない状況にあって、全フランク人に開かれたコミュニティが形成されたのである。コミュニティの第一の目的は都市の防衛であった。一方、このコミュニティはコンラッドの王位への野望と結びついていた。彼は直接的な表現で王位への要求を行なうことは避けたが、最初から恰も国王であるかの如くにチャーターを発していた。それを「コミュニティの助言と同意」によって補強したのである。

ティルスのコミュニティは、国王ギーが解放され、王位を巡る紛争が明確化するにつれて分解し、一一八九年九月までに消滅する。約二年間、実際に活発であったのは約一年間のみで短命なものであったが、その間コンラッドはティルス市内で自己の基盤を固め、後には国王に選出されるに至るのである。

Mayer の「*ノッソーン研究*」を更に続き、二年後には「*Zwei Kommunen in Akon?*」、*Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters*, XXVI, 1970 という論文が出る。これは実証研究的性格の強いもので、一二四一年アッコンのコミュニティが帝国側に提示した和平案の中にある一条項の解釈を巡るものである。議論の詳細は省略するが、その条項の新しい説明の試みとして、一二三二年に初めて成立したとされるアッコンのコミュニティが、一一九八年段階に既に存在したと主張している。

この論文の出た翌年には J. Riley-Smith が論争に加わって来る。それはまず「*A Note on Confraternities in the Latin Kingdom of Jerusalem*」、*Bulletin of the Institute of Historical Research*, XLIV, 1971 である。

これは題名の通り聖地の兄弟会を扱ったもので、上述の如く Praver がこれをブルジョアの代表として捉え、等族国家の萌芽を見ようとしたことへの批判である。

まず聖地の兄弟会の内、知られている八例を Riley-Smith に従ってほぼ年代順に紹介しておく。①「アッコンの聖アンデル」。多分一一七四～八五年頃成立し、上述の如きメンバーの開放性を初め、例外的性格が強い。②「*Societas Vermithorum*」。マッコンのピサ人で、一一八八年ティルス防衛を援助。③「*聖霊*」。一二一六年にアッコンで書かれた会の規約を一二二〇年にアッコン司教が批准している。恐らく北・中イタリアの内陸都市から来た商人や旅行者がメンバーで、一二五五年にも存在が認められる。④一二四七年にフランスのシャトーダンの十字軍士が組織したものの。⑤「*聖ヤコブ*」。スペイン人からなり、一二五四年に聖ヨハネ騎士団に合流。⑥「*リッダとベトレヘムの聖ゲオルギウス*」。ギリシア正教徒で、同じく聖ヨハネ騎士団に属し、一二五八年には聖サバ戦争（アッコン市内のヴェニス人とジェノア人の紛争に

始まり、十字軍国家全体に拡大した内乱)においてジェノア側を支援。⑦モスールから来たネストリウス派商人と思しきもの。テンプル騎士団の保護下にあり、アッコンに常住せず。一二七六年に上記⑥とアッコン市街で抗争。⑧「聖エドワード証聖王」。一二七一年にエドワード(後の英王エドワード一世)がアッコン城壁の塔防衛のため設立。イングランド人よりなる。

これら兄弟会の分析から Riley-Smith が結論づけることは、聖アンデレ兄弟会を殆ど唯一の例外として、大部分の兄弟会は慈善事業の制度ではなく、聖地防衛という軍事的性格の強い十字軍的制度であったこと、彼等のメンバーは同郷人か同宗派人に限られ、聖地在住のブルジョアを代表していないこと、結局彼等は騎士団と同類のものとして把握すべきであり、彼等の代表が議会に出席しているのも、騎士団代表の出席と同様、聖地防衛に従事する重要な団体の代表としてであること、である。

こうして Riley-Smith は兄弟会についての Prayer の主張に反論を加えたのだが、上にも述べた如く、兄弟会の中で聖アンデレ兄弟会だけは性格を異にしており、これが別の説明を要するものであることは明らかであろう。この点には Riley-Smith は答えていない。尤も、上述の如く Prayer の主張が一三世紀中葉における兄弟会を問題にしてゐる以上、Riley-Smith の主要な目的

が聖地の兄弟会の解明よりも Prayer 批判の方であったとすれば、聖アンデレは一応無視しても差し支えないとは言ひ得る。この欠を補うものではないが、Riley-Smith は、この聖アンデレ兄弟会と直接の関係を持ちコミュニケーション問題の中心課題でもあるアッコンのコミュニケーションに関する論文を同じ年に発表してゐる。それは“*The Assise sur la ligece and the Commune of Acre*”, *Triduo*, XXVII, 1971 による。

この論文で扱われた問題は、二年後に出版された *The Feudal Nobility and the Kingdom of Jerusalem, 1174-1277*, London, 1973 においても論ぜられてゐるため、併せて紹介する。

論文表題に並列されている二つの問題の内、Riley-Smith 自身の主題は *Assise sur la ligece* (これについては上掲拙稿「二頁以下参照」)の方にあり、コミュニケーションはそれを解明する材料として用いられてゐるようだが、本稿ではコミュニケーションの方に問題を絞って述べることにする。

Riley-Smith は今まで出されて来たコミュニケーション把握の二つの方向のそれぞれについて論じてゐる。まず *La Monte* 以来の都市支配の側面については、上述の如く Mayer がコミュニケーション形成による市政の変革を主張してゐたが、Riley-Smith はこれに批判を加える。即ち、旧来のヴィコントも陪審官もコミュニケーションの

最高潮に達したと思われる一二三二年になお業務を執行していることが認められるのである。

しかし、Riley-Smith がより力を入れて批判するのは *Praver* の方である。まずフィランギエリが騎士とブルジョアを召集したことに ついて、Riley-Smith は何ら革命的な行為ではないとする。以前よりオート・クルールとクルール・デ・ブルジョアの間には密接な結びつきがあり、一二世紀に両者が合同会議を行なっている例が屢々見られる。又、フィランギエリがオート・クルールを召集しようとしなかったことも問題ではない。オート・クルール、或いは少なくともバロン達の集會はこの期間にも続行されているのである。

*Praver* によれば、コミュニオンは戦争期間を通じて王国の事実上の支配者になったとされていた。しかし、Riley-Smith はコミュニオンが新しい支配組織になることはなかったという。コミュニオンの役人達がオート・クルールやバイイの代りに行為していることは認められない。上記の如くバロン達は他のコミュニオン成員から離れて会合を続けており、バイイ職が存在を停止したような証拠はない。封建制に関する事柄についてはコミュニオンは決定し得なかった。それらはオート・クルールの権限下にあったのである。更に、コミュニオンは裁判権を持たず、外交政策を論ぜず、徴税権も

持たなかった。要するに何ら支配の属性を持たなかったのである。次いで、Riley-Smith はコミュニオンの活動の实例を検討し、それが大部分は帝國軍に対する抵抗の道具以上のものではないことから、コミュニオンの唯一の存在理由は皇帝への抵抗であったと結論する。

抵抗の本来の方法としては法的方法があった。それが *Assise sur la ligece* であり、国王による恣意的な封没収に対しては、家臣はサーヴィス引上げや実力行使により対抗すべきであった。しかしこの方法は強力な外国兵や傭兵を自由に使用できる支配者には効果がない。残る唯一の方法は、騎士ばかりでなく可能な限り多くの自由人を結集することである。かくしてコミュニオンが形成されたのであり、それは皇帝への抵抗にのみ捧げられた誓約団体であった。一二四三年以後コミュニオンが消滅するのもその故であり、トリボリの短命なコミュニオンを除いて後継者を持たなかったのである。

この Riley-Smith を以って、コミュニオンに関する論争は下火になったらしく、管見の範囲では、一九七七年に出た *Praver* の短論論文 “The Earliest Commune of Tripoli”, *Studies in Memory of Gaston Wiet*, Jerusalem, 1977 (一二六〇年代に形成



されたトリポリのコミュニオンについて論じている) 以外には見当たらないようである。この他にも「コミュニオン」という言葉が表題に含まれているものもあるが、イタリア都市の植民地のことを扱っている。マッコンのコミュニオンに関する Riley-Smith の結論 *de J. Richard* が *Le royaume latin de Jerusalem*, Paris, 1953 の英訳版 *The Latin Kingdom of Jerusalem*, Amsterdam/New York/Oxford, 1979 の中で同意を表明した (p. 436, n. 16)。

とはいえ、問題がすべて解明された訳ではない。最後に論争を振り返って残された疑問点を述べ、結びに代えたいと思う。それはブルジョア側を巡る問題である。

聖地のコミュニオンがバロン主導型であったことはほぼ疑いを容れないであろう。アッコンのコミュニオンに問題を絞れば、その出発点はフィランジェリによるベイルート占領、即ち皇帝Ⅱ國王による恣意的な封没取であった。これに対して単独で抵抗できないことが明らかになった時、バロン達はブルジョアを自らの側に取り込むためにコミュニオンを形成したのであり、この点では *Paswar* と *Riley-Smith* も一致している。しかし、これに応じた側であるブルジョアの利害については殆ど解明されていないのではないだろうか。

勿論、これは事新しい疑問ではなく、既に *Mayer* が提起していたものである。しかし、*Mayer* の解答の内、フリードリヒ二世の「集権的都市支配」については具体的な展開がなされていないし、一方、市政変革の方は *Riley-Smith* によって批判されてしまった。尤も、*Riley-Smith* の批判は簡略であり、一二三二年のみを以ってブルジョアの市政参加の可能性を完全に否定できるかどうかは、更なる検討を要するであろう。しかも *Riley-Smith* は *Mayer* 説を否定するだけで、それに代わる解釈を示している訳ではない。

確かにイニシャティヴはバロンの側にあったにせよ、そのバロン達が独力で帝國軍に対抗できなかった時、ブルジョアとの同盟という形でコミュニオンが形成され、そしてそれが一〇年以上に亘って帝國軍に対する抵抗の拠点となり得たとすれば、そのことは聖地における、或いは少なくともアッコン市におけるブルジョアの勢力が決して無視できない存在であったことを物語っている。彼等がどのような階層であり、コミュニオンに参加することによって何を求めたのか、そしてその結果何を得たのか、又、コミュニオンの消滅後それらはどうなるのか、こうした疑問を解明して行くのが、残された課題であろう。